

# 退職給付

## 三輪登信

あずさ監査法人／KPMG  
第一事業部パートナー／公認会計士

### はじめに

国際財務報告基準（IFRS）において、我が国の退職給付会計基準に相当するのがIAS第十九号（従業員給付）である。そのIAS第十九号を改正するための公開草案が、国際会計基準審議会（IASB）より二〇二〇年四月に公表された。この公開草案は主に退職金・年金に係る会計処理の見直しを対象としている。IAS第十九号の概要に加え、この見直しの内容も把握しておくことは、今後IFRSを適用するうえで意義があると思われる。

### 適用範囲

IAS第十九号では、短期従業員給付、その他の長期従業員給付、解雇給付、退職後給付に係る会計処理が扱われている（図1参照）。つまり、IAS第十九号は退職金・年金などの退職後給付だけを対象としているのではなく、給与や賞与、有給休暇など、およそ従業員に支払われるものすべてが対象となっている（ストックオプションを除く）。

図1 ● IAS 第19号の適用範囲



### 現行IAS第十九号の概要

#### ① 短期従業員給付

短期従業員給付とは、給与や賞与などのことであり、これらは通常支払時に費用処理される。我が国にない会計実務としては、有給休暇引当金の計上がある。有給休暇も従業員に対する給付であり、それに係る費用を、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに認識しなければならない。

#### ② その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付とは、退職後給付・解雇給付以外で、たとえば長期有給休暇など権利獲得してから二カ月以上後に支払うような給付をいう。長期なので現在価値を算定して負債認識を行うが、通常、退職後給付ほど測定の不確実性がないため、数理計算上の差異（後述）などは全額即時認識しなければならない。

#### ③ 解雇給付

たとえば、早期退職募集などで解雇給付を支給することが明らかに確約されている場合は、当該解雇給付を直ちに費用として認識する。支払が二カ月以上後になる場合は割引計算を行い、早期退職募集計画などの場合は予想応募者数に元に測定する。

#### ④ 退職後給付

退職後給付とは退職金・年金のことである。IAS第十九号は、我が国の退職給付会計の元になった基準であることから、会計処理の基本的枠組みは日本基準とほぼ同様である。

将来発生する退職金・年金の給付支払い義務を、各種前提条件のもとに現在価値に評価しなおしたものの（退職給付債務）を計算し、これに見合う金額を、年金資産または引当金によって積み立てることが求められている。年金資産は期末時点で時価（公正価値）評価されるため、毎期積立過不足（評価損益）が発生する。こうした積

図2 ● IAS第19号と日本の退職給付会計基準の相違点の例

項目	国際財務報告基準 (IAS第19号)	日本基準
退職給付債務		
期間配分方式	給付算定式ベース	期間定額基準
割引率	決算日の優良社債の市場利回り等 給付支払の見積もり時期を反映	期末における長期国債・優良社債 等の利回り 退職給付の見込支払日までの平均 期間等
昇給率	インフレ等も考慮	確実に見込まれる昇給等が含まれる
数理計算上の差異	定額法 回廊アプローチ	定額法(定率法も可) 平均残存勤務期間内の一定年数 重要性基準アプローチ(厳密には 基礎率に影響)

立過不足を数理計算上の差異と言い、数年かけて段階的に損益処理(遅延認識)することが認められている。このため、損益処理が完了するまでの間は、貸借対照表や損益計算書に反映されないオフバランス(会計上未処理)状態となっている。

一方、相違点も存在する。図2はIAS第19号の退職後給付に係る部分と日本の退職給付会計基準の相違点の例である。たとえば、退職給付債務の計算に用いる前提が異なっていることから、日本基準とIAS第19号では算定される退職給付債務の金額が異なる場合もある。実は日本基準もコンバライゼーションに向け、図2の

ような差異を解消すべく見直しが行われようとしている。日本基準の見直しという観点からも、図2のような相違点への対応が求められる可能性もある。

### ■ IAS第19号の見直しの動向

数理計算上の差異などがオフバランスになっていくことに関しては、投資判断に十分な情報を投資家に開示していないという意見や、会計処理の複雑化につながるため財務諸表利用者にとつて分かりにくい、といった批判があった。

そこでIASBは、数理計算上の差異などの未認識項目を、オンバランスに変更しようという提案を最近公表された公開草案で行っている。

このため、現在積立不足の場合は、当該不足金額だけ負債が増加し、税効果考慮後の金額だけ純資産が減少する。「その他の包括利益」すなわち純資産の増減によつて会計処理されるため、損益計算書に計上されるわけではないものの、純資産も重要な経営指標の一つなので、純資産が少ない企業などでは、格付けや融資枠などへの影響があるかもしれない。

公開草案では上記以外の見直しも提案されており、実際にIFRSを適用する時点では、こうした見直し後の基準を適用する可能性もあることから、今後のプロジェクトの動向に注目が集まっている。

### ■ IFRSがビジネスに与える影響

IFRS導入にあたっては、前述のような有

給休暇や退職後給付に係る相違点などへの対応が必要となる。たとえば退職給付債務の再測定など、対応には時間を要することも考えられるため、導入スケジュール策定において早い段階で検討しておくことが望ましい。

企業経営という観点からは、未認識項目のオンバランス化によつて景気変動が財務状況に与える影響を高める点には留意が必要だろう。たとえば、景気悪化時には純資産が減少する要因が多数ある中で、株式市場の下落などから積立不足が生じ、即時処理することになれば、純資産がさらに減少する。

こうした企業経営に対するリスクが顕在化するからといって、退職金・年金制度は従業員の重要な福利厚生制度の一つなので、安易な縮小や廃止は従業員のモチベーション低下や企業の評判の低下につながりかねず、企業価値を下げる懸念がある。そのため、資産運用リスクや負債(退職給付債務)の変動リスク・子会社管理などまで含めた統合的なリスク管理体制の構築・高度化を図ることが重要となるだろう。

実は日本基準でも未認識項目のオンバランス化が検討されているので、この論点は全ての企業にとつて差し迫った検討課題ともいえる。退職金・年金制度は社内外の多くの部門が関係し、検討や調整には時間を要することから、リスク管理体制構築の成否の鍵を握るのは、経営層のリーダーシップといえる。